

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

本入札に関わる落札決定及び契約締結は、当該工事に係る平成30年度2次補正予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とする。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事を別々に案件登録しているため、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに入札が必要である。ただし、申請書にあたっては本工事公告の工事概要記載の工事名①に添付するものとし、②においては一般競争参加資格確認申請書の表紙のみを添付すること。

平成31年1月23日

支出負担行為担当官
熊本防衛支局長 杉山 真人

1 工事概要

- (1) 工事名 ①健軍外（30補）空調機更新等機械その他工事
②川内外（30補）ボイラー換装等機械その他工事

- (2) 工事場所 ①熊本県熊本市
②鹿児島県薩摩川内市、宮崎県えびの市

- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事等を行うものである。

①健軍駐屯地地区

- ・局舎（#192）改修（鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積約1,200㎡）に係る
【機械】空気調和、換気、自動制御、給排水設備 一式
- ・庁舎（#154）改修（鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積約7,500㎡）に係る
【機械】空気調和、換気、自動制御、給排水設備 一式
- ・機械室（#155）改修（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約200㎡）に係る
【機械】空気調和、換気、自動制御、給排水設備 一式
- ・庁舎（#182）改修（鉄骨造平屋建て 延べ面積約670㎡）に係る
【機械】空気調和、換気、自動制御、給排水設備 一式
- ・局舎（#163）改修（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約190㎡）に係る
【機械】空気調和、給排水設備 一式
- ・隊舎（#13）改修（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積約4,000㎡）に係る
【機械】空気調和、換気、自動制御、給排水設備 一式

- ・庁隊舎(#199)改修(鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積約3,700㎡)に係る

【機械】空気調和、自動制御、給排水設備 一式

- ・受電所改修(鉄筋コンクリート造平屋建て)に係る

【電気】中央監視設備 一式

北熊本駐屯地地区

- ・ボイラー室(#250)改修(鉄骨造平屋建て 延べ面積約370㎡)に係る

【機械】ボイラ、換気、自動制御、給排水設備 一式

(共通)

- ・簡易型標準図等活用発注方式による詳細図等作成業務 一式

※配置予定技術者の配置は、平成32年1月からとする。

②川内駐屯地地区

- ・ボイラー室改修(鉄骨造平屋建て 延べ面積約170㎡)に係る

【機械】ボイラ、換気、自動制御、給排水設備 一式

【建築】外壁、屋根工事 一式

【電気】電灯、動力設備 一式

【土木】地上式燃料タンク(35KL、40KL)更新 一式

えびの駐屯地地区

- ・ボイラー室改修(鉄骨造平屋建て 延べ面積約190㎡)に係る

【機械】ボイラ、換気、自動制御、給排水設備 一式

【電気】電灯、動力設備 一式

【土木】付帯土木工事 一式

- ・機械室新設(鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積約9㎡)に係る

【機械】中和装置設備 一式

【建築】建築工事 一式

(共通)

- ・簡易型標準図等活用発注方式による詳細図等作成業務 一式

※配置予定技術者の配置は、平成32年1月からとする。

- (4) 工期 ①平成34年3月15日まで。

(ただし、北熊本駐屯地地区については平成33年5月31日まで)

- ②平成34年3月15日まで。

(ただし、えびの駐屯地地区については平成33年5月31日までとする)

- (5) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式(施工能力評価型)の試行対象工事である。

- (6) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるも

のとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

- (7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (8) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再生級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省が算定した「管工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の等級・総合審査数値欄の点数及び等級）が「A」である。
- (5) 平成15年度以降入札公告日までに、元請として完成・引渡しを完了した国内における国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物の管工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については専任を必要としない。

なお、申請書の提出から落札決定までの期間において、監理技術者を配置することができなくなった場合は、同等以上の資格を有する候補者をもって変更すること

ができる。

当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札については無効とする。この場合、入札心得書第3条第10項の申し出は必要としない。

ア 1級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者である。

イ 平成15年度以降入札公告日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建物の管工事を施工した経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定合計が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 熊本防衛支局が発注した「管工事」のうち、平成28年4月から平成30年3月までに完成・引渡しを完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所の所在は問わない。（全国）

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の技術力

イ 施工体制

ウ その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点を100点を付与する。

イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア及びウの評価項目ごとに評価を行い、

得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)イの項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責により入札時の(1)アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大5点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約審査係

TEL 096-368-2174（内線360）

FAX 096-368-0512

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成31年1月23日から平成31年3月1日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<http://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 9形式以下)

図面類 : PDF (Acrobat 9形式以下)

数量表等 : Excel (Ver. 2010形式以下)

申請書類 : Word (Ver. 2010形式以下) 又は一太郎 (Ver. 2011形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-R (未使用に限る。) 1枚及び着払いのラベル (宅配業者の場合) 又は切手 (日本郵便の場合) を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切保障しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshiki_index.htm)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 平成31年1月30日 午後5時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) 若しくは託送 (書留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。) する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 平成31年2月28日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 ①平成31年3月4日 午前9時30分

②平成31年3月4日 午前10時30分

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除。
- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

現場（図面）説明書

熊本防衛支局

工事件名：健軍外(30補)空調機更新等機械その他工事

工事場所：熊本県熊本市

契約の条件

- 1 工事内容 図面及び仕様書のとおり
- 2 工期 契約締結日の翌日から平成34年3月15日まで
(ただし、北熊本駐屯地地区については平成33年5月31日まで)

3 支払

(1)前金払

各会計年度出来高予定額に対して前金払を行う。

前金払は、各年度40%以内とする。

(2)部分払

請求可能回数

30年度	0回
31年度	0回
32年度	4回以内
33年度	2回以内

第2 特記事項

1 工期の厳守について

- (1) 本工事は、作業期間中の日曜日、土曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。

工事名称	平成30年度			平成31年度												平成32年度												平成33年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
健軍外（30補）空調機更新等機械 その他工事				詳細図等作成業務																																			
				準備									【北熊本駐屯地地区】 ボイラー室改修												準備														
																								【健軍駐屯地地区】 空調機更新															

※ 共通費算定に用いる工期（T）は健軍駐屯地地区は12.6ヶ月、北熊本駐屯地地区は19.2ヶ月とする。

- (2) 本工事の着工予定日は、平成32年1月とする。

2 協議の際、施工方法等に条件が付された場合は、別途協議するものとする。

3 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、以下の期間において工事現場への専任を要しないものとする。

- ・本工事の契約締結日から現場施工するまでの期間
- ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ・関連する工事との工程上の関係から、工事の施工ができない期間

4 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

- (1) 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」とい

う。)が、28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- 6 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「現場閉所計画書」を作成・提出し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所計画書」を提出するものとする。

なお、工事着手前までに工期内全ての計画書の提出が難しい場合は、工事の特性や状況に応じて適切な時期に計画書を提出することができるものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- 7 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる「現場閉所実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。監督官は「現場閉所実績報告書」により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

- 8 発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、以下の(1)から(3)までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)は、変更の対象としない。

(1) 4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日以上の場合) 補正係数1.05

(2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満) 補正係数1.03

(3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満) 補正係数1.01

- 9 本工事の実施に当たっては、次の公害対策及び安全対策を取るものとする。

(1) 本工事の施工に当たっては、低騒音型、低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

(2) 本工事の施工に当たっては、ほこり等を防止するため、必要に応じて散水するものとする。

- 10 本工事の実施に当たって使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合は、別途協議するものとする。

- 11 本工事で設置した足場は、本工事以外の工事業者も無償で使用するもので、他の業者の使用に支障のないよう常に維持管理を行うものとする。

- 12 本工事から発生する産業廃棄物は、受注者の負担と責任において、産業廃棄物処理場に運搬、処分するものとする。なお、処分に先だち、受け入れ条件等を確認し、監督官に報告するものとする。

- 13 既存施設の撤去により生じた発生材は、発生材調書を速やかに作成のうえ、設計図書に示す指定の場所まで運搬し、引き渡しまで保管できるように整理整頓しておくこと。

- 14 本工事の仮設に使用する電気、上下水道等について、電力会社、水道局及び電話会

社の施設より引き込む場合は、所要の手続き、経費及び使用料金は、受注者の負担とし、現状復旧を行うものとする。なお、下水道については汲み取り式を想定しており、受注者の負担とする。

(1) 当該施設の管理者の承諾を得て、既存施設から上水道を分岐して使用することができる。ただし、使用手続き、経費及び使用料金(健軍駐屯地 3 2 1 円/m³、北熊本駐屯地 1 3 3 円/m³)は、受注者の負担とする。仮設物については、現状復旧を行うものとする。

1 5 防衛施設への立ち入り、仮設物の設置等に当たっては、関係機関等の定める諸規則に従うものとする。なお、特別な条件等が付された場合は、別途協議するものとする。

1 6 本件工事の実施にあたっては、次の点に配慮するものとする。

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守
- (2) 建設工事に係る法令の遵守
- (3) 労働福祉の改善
- (4) 建設業退職金共済制度の活用
- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止
- (6) 廃棄物の不法投棄の防止

1 7 特記仕様書に記載された事項のほか、関係法令に基づく工事に必要な届出書類の手続きは、受注者が行う。

ただし、消防法に基づく危険物の申請及び建築基準法に基づく建物等の評定申請はこの限りではない。

1 8 監督官事務所等の設置場所、設置面積、設置期間等は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所 監督官との協議による。
- (2) 設置面積 会議室 1 9 . 4 4 m² (健軍駐屯地のみ)
仮設トイレ (大) 1 台 (健軍駐屯地のみ)

仕様は、次のとおりとする。

部 位 等	仕 上 げ
床	合板、又はビニル床シート張り
内壁・天井	合板、又は石膏ボード張り 合成樹脂エマルジョンペイント塗り

(3) 設置期間 平成 3 3 年 6 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 1 5 日までの間の費用を負担するものとする。

(4) 監督官事務所等の水道光熱費 (使用料、設置費) 等は、受注者の負担とする。

1 3 監督官事務所等の備品等は、次のとおりとする。

(1) 備品は、平成 3 3 年 6 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 1 5 日までの間の費用を負担するものとする。(設置・撤去共)

なお、備品の品目、数量は付表のとおりとする。

・会議室

品 目	数 量	品 目	数 量
会議机(450×1800)	5個	消 火 器	1本
補 助 椅 子	10個	エアコン(冷暖房共)	1台
掛 時 計	1台		

工事説明書

1 工事件名：健軍外(30 補)空調機更新等機械その他工事

2 工期：契約締結日の翌日から平成 34 年 3 月 15 日まで
(ただし、北熊本駐屯地地区については平成 33 年 5 月 31 日まで)

3 概要

本工事は、現地調査を行い、調査結果を踏まえて施工に必要な詳細図の作成を行い、発注者の承諾を得た上で、工期及び請負代金額に関する協議を経て変更契約を行い、工事に着手するものである。

4 現地調査及び詳細図作成
設備工事特記仕様書に基づく。

5 技術者の配置

- (1) 建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 10 条に基づく現場代理人及び専任の監理技術者（又は主任技術者）は、遅くとも発注者から詳細図の承諾を得ようとするときまでに指名して発注者に通知しなければならない。
- (2) 現地調査又は詳細図作成の履行段階で現場代理人の指名通知を行わない場合には、現地調査又は詳細図作成を担当する技術者（以下「担当技術者」という。）を指名して発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者については本工事に対する専任義務を必要としないが、他の工事における現場代理人又は専任の監理技術者（又は主任技術者）であってはならない。また、下請負人をもって担当技術者に充てることは認められない。

6 詳細図作成後の協議

(1) 設計図書の変更

発注者から詳細図の承諾を得られた後、詳細図の内容に基づき設計図書の変更を行う。

(2) 工期

発注者から詳細図の承諾を得られた後、詳細図の内容に基づき協議を行い、必要がある場合には工期の変更を行う。

(3) 4 週 8 休制

受注者が 4 週 8 休制を希望する場合には、上記(2)の協議に併せて所要工期についての協議を行う。

(4) 請負代金額

上記(1)、(2)及び(3)の設計図書及び工期の変更の結果、請負代金額を増額すべき場合には、契約書第 3 1 条（請負代金額の変更にあたる設計図書の変更）の規程を準用して、請負代金額の増額に代えて工事内容の一部を留保して、(1)の設計図書の変更を行う。

7 適用

この工事説明書は、契約書第 1 条第 1 項に定める設計図書としての取り扱いをするものとする。